

令和5年5月2日

保護者の皆様

岡山県立邑久高等学校
校長 萩原 康正

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における対応について(ご連絡)

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、5類感染症に移行することとなり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されました。

つきましては、令和5年5月8日以降の対応について、以下のとおりといたしますことをお知らせいたします。特に、「3. 出席停止の取扱いについて」はご留意ください。

1. 平時から求められる感染症対策について

(1) 学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

(2) 家庭との連携による健康状態の把握、教室等での換気の確保、手洗い・咳エチケットの指導は継続します。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。(原則、出席停止の措置とはなりません。)

2. 感染流行時における感染症対策について

(1) 感染流行時には、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことがあります。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える等の措置を一時的に講じることがあります。

3. 出席停止の取扱いについて

(1) 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

ア 新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。なお、出席停止期間の起算日は、保護者からの連絡により発症日を確認し、発症した翌日を1日目とします。

イ 濃厚接触者としての特定は行われませんので、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒でも、濃厚接触者に準じた取扱いとはしません。

ウ 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合は、原則、出席停止の措置は取りませんが、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合には、校長の判断により、出席停止の措置を講じることがあります。

(2)「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合など、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

ア 感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと学校が判断する場合

4. 臨時休業の取扱いについて

生徒や教職員の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案したうえで、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業の要否等について判断します。なお、臨時休業の措置と期間については、学校医と相談して決定します。

5. 部活動の大会等の参加について

大会等への参加にあたっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等を遵守すること。